

# 空き家を生まれ変わらせよう

「定住促進空き家活用事業」をご存知ですか？  
町には、住む人のいない空き家をリフォームして、定住促進や地域の活性化を進める制度があります。  
この制度を利用して空き家を新しく生まれ変わらせましょう。

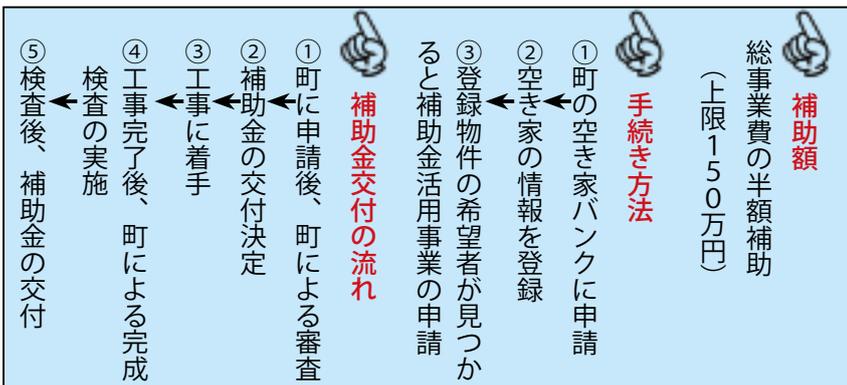
町では、町内にある空き家を活用することで定住促進や地域の活性化を図ることを目的に「空き家バンク制度」と「定住促進空き家活用事業補助金交付制度」を制定しています。

これは、町内に空き家を所有する人が、その空き家を賃貸することを前提に、住宅を改修（リフォーム）するための補助金を交付する制度です。

制度を利用するためには、事前に空き家バンクに登録し、町に申請する必要があります。

この制度を活用することで、古い台所や浴室、トイレなどの水回りのほか、内装や外壁の改修が可能となります。

空き家を所有しているが、空き家の活用についでいるという人は、ぜひ利用してみませんか。詳しくは問い合わせください。



◎問い合わせ先

役場企画財政課企画調整係

☎ (86) 1134 [直通]



改修で生まれ変わった空き家の外壁や内装

## パーキングパーミット制度には有効期限があります

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）には有効期限があります。この利用証をお持ちの人は有効期限を確認のうえ、更新申請をしてください。

- 更新受付 有効期限の2カ月前から
- 受付窓口 現在持っている利用証を交付された窓口
- 受付時間 平日午後1時～4時（祝祭日は除く）
- 申請方法 郵送もしくは窓口で申請
- 必要書類  
[窓口申請] 利用証、申請書、手帳など、印鑑  
[郵送申請] 申請書、手帳などの写し、返信用切手（82円分）  
(紛失・汚損などにより利用証の再交付を希望する場合は140円分)

◎問い合わせ先 県庁障害福祉課地域生活支援係  
☎ 099 (286) 2746



↑身障者用駐車場を利用できる利用証。ともに有効期間は5年間で、このほか期間が1年未満の人用（オレンジ色）があります